みよし市選挙管理委員会会議録

日時 平成29年12月1日(金) 開会 午後1時30分 閉会 午後2時15分 場所 みよし市役所 301会議室

出席者(選挙管理委員会委員)

 委員長
 伊豆原
 要
 委員
 原田重助

 職務代理者
 三浦和夫
 委員
 内田銑造

(書記)

総務部次長(書記)廣瀬邦仁総務課主任主査(書記)塚崎仁総務課長(書記)野々山 清総務課主事(書記)福上慎吾総務課主幹坂口慶臣総務課主事(書記)丹羽 岬

総務課副主幹(書記) 岡田珠見

公開の状況 公開

傍聴者 なし

次第

1 あいさつ

2 議題

- (1) 専決処分について (委員長報告)
- (2) 選挙人名簿定時登録(平成29年12月)について
 - ア 定時登録資格要件
 - イ 選挙人名簿登録数(12月定時登録)
 - ウ 在外選挙人名簿登録者数
 - エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示
 - オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示
- (3) みよし土地改良区総代会総代総選挙の日程について
- 3 その他

名前	内容
野々山書記	それでは、ただいまから選挙管理委員会を開催します。 委員長はじめ委員の皆様方、お忙しい中お時間を作っていただきまして、 ありがとうございました。本日はよろしくお願いいたします。 本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により 公開することとしておりますが、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、 傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告させていただきます。 それでははじめに、伊豆原委員長よりごあいさつをよろしくお願いいたします。
伊豆原委員長	こんにちは。早いもので、今日から師走に入っております。委員の皆様方、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。今年は10月に衆議院議員総選挙、そして11月にはみよし市長選挙が執行されましたが、委員の皆様、そして事務局の皆様のご努力で大きな問題もなく選挙の執行ができましたこと、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。引き続き適正な選挙事務に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。 今日は今年最後の委員会となりますが、議題にありますようにみよし土地改良区総代会総代総選挙が予定されておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。
野々山書記	ありがとうございました。それでは、今日の議題を次第に沿いましてお願いしたいと思います。これより先、議事の進行につきましては、委員長よろしくお願いいたします。
伊豆原委員長	それでは、議題に入りたいと思います。 議題(1)専決処分について、書記より説明をお願いいたします。
丹羽書記	はい。それでは、議題(1)専決処分について説明をさせていただきます。 資料の1ページをご覧ください。 専決処分についての委員長報告です。みよし市選挙管理委員会規程第17 条第1項の規定に基づき処分した専決処分について報告をさせていただきます。処分事項につきましては、在外選挙人名簿への登録でございます。今回ご覧の2人の方から登録の申請がございました。 2ページをご覧ください。申請のあった2人の方の被登録資格について確認をさせていただいた結果でございます。①が在外選挙人名簿に既に登録されている者でないこと。②が申請時に年齢が満18年以上であること。③が日本国民であること。④⑤⑥は欠格事項に該当がないこと。⑦は転出先の領

事館の管轄区域内に引き続き3ヶ月以上申請人が住所を有していること。これら7点について本籍地の市区町村長に確認させていただきました。その結果、2人の方が全ての被登録資格を満たしていることが確認できましたので、在外選挙人名簿に登録をさせていただいた次第です。以上になります。

伊豆原委員長

ありがとうございます。ただいま書記から説明がありましたが、質問等ご ざいませんか。

よろしかったでしょうか。ご質問等無ければ、ただいまから採決に移りたいと思います。

議題(1) 専決処分について、ご異議ございませんか。

<異議なし>

伊豆原委員長

ご異議ないようですので、議題(1)専決処分については、承認されたものといたします。

続きまして、議題(2)選挙人名簿定時登録(平成29年12月)について、書記から説明をお願いします。

福上書記

では、議題(2)選挙人名簿定時登録について説明させていただきます。

3ページ目をご覧ください。平成29年12月定時登録の登録資格要件について説明いたします。一つ目の基準日及び登録日ですが、本日平成29年12月1日(金)となっております。二つ目の登録要件ですが、(1)国政選挙の選挙権のある者、すなわち日本国民であること。年齢満18年以上である者、つまり平成11年12月2日以前の出生者となります。(2)住所要件ですが、平成29年9月1日以前の転入者で、引き続き本市の住民であること、いわゆる3箇月要件のことです。平成29年8月1日から平成29年11月30日までの間の転出者については、3箇月以上本市の住民基本台帳に記録されていた者であること。帰化した者は、帰化の届出をした日以後、引き続き本市の住民であることとなります。三つ目の抹消者ですが、(1)平成29年7月31日以前に転出した者、いわゆる4箇月要件のことです。(2)前回の登録時において登録のあった者で、基準日までに死亡した者。(3)欠格事項に該当した者となります。四つ目のその他ですが、「転出者」で表示される者は、平成29年8月1日以降の転出者となります。

4ページ目をご覧ください。こちらは、今回の定時登録における登録者数となります。男24、322人、女22、842人、計47、164人となっております。下の表は、11月選挙時登録における登録者数との比較を表したものとなっております。

5ページ目をご覧ください。こちらは投票区ごとの内訳となっております。 6ページ目をご覧ください。こちらは前回選挙時登録と今回の定時登録に おける、投票区ごとの比較を表したもので、男5人減、女5人増、計増減な しとなっております。

7ページ目をご覧ください。平成29年12月1日現在の在外選挙人名簿 登録者数については、男62人、女22人、計84人となっております。下 の表は、10月の衆議院議員総選挙時との増減を表しています。

8ページ目をご覧ください。こちらは在外選挙人の国別の内訳となっております。

9ページ目をご覧ください。みよし市選挙管理委員会告示第42号として、地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、47、164人を50で割り、944人となります。

10ページ目をご覧ください。みよし市選挙管理委員会告示第43号として、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、47,164人を3で割り、15,722人となります。

以上で説明を終わります。

伊豆原委員長

ありがとうございました。ただいま書記から説明がありましたが、質問等 ございましたらよろしくお願いいたします。

ご質問等無ければ、ただいまから採決に移りたいと思います。

議題(2)選挙人名簿定時登録(平成29年12月)について、ご異議ございませんか。

<異議なし>

伊豆原委員長

ご異議ないようですので、議題(2)選挙人名簿定時登録(平成29年12月)については、承認されたものといたします。

続きまして、議題(3)みよし土地改良区総代会総代総選挙の日程について、書記から説明をお願いします。

塚崎書記

みよし土地改良区総代会総代総選挙の日程について説明します。 1 4 ページ、15ページをご覧ください。

土地改良法及び土地改良法施行令の抜粋を載せてあります。土地改良法第23条第3項において、「総代は、組合員で年齢25年以上のもの及び法人たる組合員のうちから、組合員が選挙する。」とされており、第4項で、「前項の規定による選挙は、政令の定めるところにより、都道府県又は市町村の選挙管理委員会の管理のもとに、直接、平等及び秘密の原則によって行うものとする。」とされています。また、第2項では、「総代の定数は、定款で定め、組合員の数が1,000人以上5,000人未満の土地改良区にあっては四十人以上でなければならない。」とされています。

土地改良法施行令第6条第1項で「土地改良区の総代の選挙は、任期満了による総選挙にあってはその任期満了の日前30日以内に行わなければならない。」と、第2項で「土地改良区は、総代の任期が満了すべき場合にあってはその任期満了の日前60日までに、その旨を当該選挙管理委員会に通知しなければならない。」と、第3項で「前項の規定による通知があったときは、当該選挙管理委員会は、当該土地改良区の同意を得て選挙の期日を定め、その期日前7日までに告示しなければならない。」と、第4項で「前項の場合においては、投票の時間及び選挙すべき総代の数をあわせて告示する。」こととされています。

11ページをご覧ください。11月22日付けで、みよし土地改良区理事長から選挙管理委員会委員長あてに、平成30年3月29日で総代の任期が満了する旨の通知が届いています。本日は、この通知を受け、土地改良法施行令に規定する選挙期日をご審議いただきたいと考えております。12ページに選挙日程と選挙管理委員会、土地改良区などの役割の案の表を載せています。選挙期日は、3月20日、投票時間は午前7時から午後3時までとなっており、本日、この日程案をご了承いただきましたら、13ページの協議書案により土地改良区と日程の協議を行いたいと考えています。なお、12ページの表に記載のとおり、この選挙では各地元工区に選挙長を置き選挙を行っていただくこととなりますので、選挙管理委員会の役割は選挙全体の執行管理を行うものとなるため、選挙管理委員の皆様に出席をいただき、審議、管理の事務をお願いすることはなく、事務局と土地改良区が連携をとり執行管理の事務を行いたいと考えておりますので、併せてご了承ください。

説明が漏れましたが、みよし土地改良区の定款で総代の数は40人と規定されており、みよし市を13の選挙区に分けています。13の選挙区はみよし市に旧来からある新屋から高嶺までの13の行政区がその選挙区となっており、これらの選挙区に選挙長を置き、立候補の受付、選挙会等の事務を行っていただくこととなります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

伊豆原委員長

ありがとうございました。ただいま書記から説明がありましたが、質問等 ございましたらよろしくお願いいたします。

3月22日の当選の告知ですとか、当選証書付与というのは、私たちも出席するのでしょうか。

塚崎書記

こちらにつきましては、当選者が分かり次第事務局のほうで当選証書を作成させていただきまして、土地改良区を通して当選となった各総代の方に付与させていただくような形をとらせていただきたいと考えております。市長選挙のような当選証書の付与式ですとか、そういったことを選挙管理委員会で開催するということは今のところ考えておりません。

内田委員

選挙期日が日曜日ではなく火曜日ということで平日ですが、日曜日でなければならないわけではないのですか。

塚崎書記

そうですね。選挙権を有する方が通常の選挙の要件ではなく、組合員の方 で農家さんがほとんどなものですから、過去から慣例で平日としておりまし た。

伊豆原委員長

他にご質問等ございませんか。ご質問等無ければ、ただいまから採決に移りたいと思います。

議題(3)みよし土地改良区総代会総代総選挙の日程について、ご異議ございませんか。

<異議なし>

伊豆原委員長

ご異議ないようですので、議題(3)みよし土地改良区総代会総代総選挙の日程については、承認されたものといたします。

最後に3その他ですが、何かございましたらお願いいたします。

野々山書記

はい。10月に行われた衆議院議員総選挙の、行政区別、年代別の投票率の資料を別にお配りさせていただきました。昨年行われた、投票所再編後初の選挙となる参議院選挙と比較しております。

一番下の欄になりますが、衆議院選挙の投票率は在外選挙人を含め63.77%ということでした。今回は特に当日が台風ということもございまして、そのような状況の中、事務局としましてはまあまあの投票率だったのではないかと考えております。

年代別の表で見ますと、18歳と19歳の10代は、昨年の参議院選挙よりも投票率が下がっておりますが、その一方で、20代は若干ですが昨年を上回っております。要因としましては、昨年の参議院選挙では18歳投票の初めての選挙でしたので、世間的にも注目されており関心が高かったことが影響しているのではないかと思います。

伊豆原委員長

ありがとうございました。ただいま書記から説明がありましたが、質問等 ございましたらよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の選挙管理委員会を終了いたします。 本日は、ありがとうございました。